

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成23年9月30日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地		国立大学法人京都工芸繊維大学 学長 江島 義道 電話 075-724-7082					
主たる業種	大学	細分類番号 8 1 6 1					
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> 又はウ <input type="checkbox"/>						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に毎年1%削減し、平成25年度のエネルギー使用量を原油換算値で3%削減する。						
計画を推進するための体制	環境・施設委員会およびエネルギー管理専門部会を中心に実施計画を作成し、EMS活動の一環として省エネ活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,042.0 トン	6,971.6 トン	6,901.0 トン	6,830.7 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,042.0 トン	6,971.6 トン	6,901.0 トン	6,830.7 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠		省エネ法及びISO14001の実行計画書に基づき、エネルギー使用量を年1%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	キャンパス (松ヶ崎・総校)	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/100)	6.87	6.80	6.73	6.66	-2.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		延べ床面積を原単位に、毎年1%、3年で3%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		29.0 ㊦	64.0 ㊦	88.0 ㊦	88.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	老朽化した空調機および照明器具を年次計画に基づき高効率タイプのものに更新する。					
	(24) 年度	上記に加え、老朽化した冷蔵庫の更新も進める。					
	(25) 年度	同上					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	平成23年10月より学内駐車場利用の有料化を実施する。					
	上記の措置を採用する理由	自動車通勤者への経費負担を強いることにより、自動車通勤にマイナスのインセンティブを与える。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年6月に環境科学センター主催の公開講演会「緑の地球と共に生きる」を開催している。						
特記事項	平成22年度単年度を基準排出年とした理由： ①本学はEMS活動でエネルギーの削減を目標に上げているが、その基準が単年度である。 ②平成21年度及び22年度は附属改修中で研究活動等が制約されていたため基準年度には適さないと判断した。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。